

令和元年9月19日

第27回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 令和元年9月19日(木) 午後1時30分
2. 会 場 信夫支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 14番 渡邊 賢一
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係 長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について
- 第5号 荒廃農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長
農地係長
議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

1番、小山委員より遅れるとの連絡がありました。14番、渡邊委員より欠席の連絡がございました。

事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第27回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

5番：加藤 良子委員、17番：関 健一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長
議長
農地係長

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(59件)】

合計59件、令和元年9月19日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長
農地係長

議長第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定4件の計13件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番から5番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長
10番
議長
10番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長10番(発言を求める。)

10番(発言を許可する。)

整理番号1番から3番については、譲受人は同じ方でございます。譲受人が規模拡大のために、この3件について賃借権設定をするという案件でございます。区域協議会の中では、問題ないと判断しました。

4番につきましては生前贈与でございます。譲渡人と譲受人は親子でございまして、娘さんに贈与をするという案件でございます。

5番については、譲受人は現在、野菜を幅広く栽培しておりまして、避難元の経営を維持す

るためということで今回、上がった案件でございます。

1番から5番について、区域協議会の中では特に問題ないということですので、審議の方、よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書3ページ、区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議 長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号6番の案件でございます。内容については議案書記載のとおりでございます。譲渡人は、高齢によりまして、以前より規模を縮小している人でございます。今回、譲受人がこの農地を耕作するということで、現在は社員兼農業ということで、お勤めをしているところでございますが、来年、定年退職ということで、それに向けて規模を拡大していくというような考えでございます。区域協議会においては、特に問題なく、許可相当と判断したところでございますので、ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

18番 経営規模の拡大ということで、今まで管理しておりました土地を今回、正式に譲り渡すということで、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号8番から、4ページ11番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号8番は、生前一括贈与のため、整理番号9番、10番は、耕作の利便性のための相互交換、整理番号11番は、以前売却した畑が遊休農地化していたため、それを買戻し野菜を作るということなので、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号7番、整理番号12番と13番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 12番につきましては、譲受人は町庭坂を中心に吾妻地区で水稻、梨の栽培をしている法人であります。隣接する土地を買って、経営規模の拡大、ということで、経営実績がありますので、特に問題はないと思います。

13番については建設業を営む一般法人が借り受けし、新規営農開始ということでありますが、該当する農地につきましては、いちごのハウスが建っておりまして、別の方が経営していたところ、ハウスごと、譲渡人に返却されたということでありまして、もともと借りて作られていた方の指導を受けながらこの法人がいちごの栽培を始めるということです。区域協議会では特に問題ないと判断いたしました。

以上、判断の根拠といたしましては、3条調査書のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域の農地の第三者転用で、所有権移転1件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計3件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議 長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番につきましては、避難者である受人が、今回、3世代で入居するということで、農地としては大きい面積の所有権移転ですが、区域協議会で審議した結果、問題ないということで、ご審議の程、お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

18番 携帯基地局を造るということですが、田んぼのところ、一時転用で資材置場として利用したいということで、稲刈りが終わり次第、ここで仕事を始めるそうでございます。来年の田植までは撤去すると、いう約束だそうであります。区域協議会では問題ないと判断しました。審議の程よろしくお願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号3番につきましては、譲受人の事業者の配送車の駐車場が手狭になったため、新たに駐車場を求めるということで、周辺農地へも影響はないため、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程、よろしくお願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議 長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議 長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

6ページをご覧ください。議案第3号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。

証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

18番 この願出事由に書いてありますとおり、桑畑だったところが養蚕業の衰退により廃業し、山

林化したものです。地元の農業委員と推進委員、事務局で、8月21日に調査をして、雑木山になっていて、とても農地としての利用はできないということでした。区域協議会でもその判断に異議ございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」とおひです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番 議長21番（発言を求める。）
議 長 21番（発言を許可する。）
21番 2番につきましては、8月13日に、私と地元推進委員、事務局との3人で現地を確認した結果、もう山林化しており、耕作困難だということを確認してまいりました。区域協議会でも問題なしと判断されましたので、審議の程よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第3号、現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
庶務係長 7ページをご覧ください。議案第4号、令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について、でございますが、今までの経過につきましてご説明させていただきます。6月25日に、農業委員・推進委員の皆様へ、昨年提出した平成31年度意見書を参考資料として送付させていただき、それを基に変更・修正・追加・削除・新規の意見項目ということでご検討いただき、7月の区域協議会で各区域協議会長さんにそれぞれ提出をいただいたところでございます。各区域協議会長さんからは、皆様からの意見を区域の意見として取りまとめていただき、7月26日までに事務局にご提出していただきました。皆様から出された意見をすべて取りまとめまして、事務局で原案を作成し、8月の議案発送時に、全委員に意見書（案）をお送りし、8月の各区域協議会で、意見書（案）のご検討をいただいたところでございます。

そして、8月28日に油井委員長を座長に農政対策小委員会を開催し、午後12時半から4時半まで議論をいただき、最終案としてまとめたところでございます。今回の総会でご承認いただいた後に、10月7日月曜日に市長に対してこの意見書を提出するという流れになっております。それでは内容につきましては、長いので項目だけ読み上げさせていただきます（項目ごとの見出しを読み上げる）。中身につきましては区域協議会でもご審議いただいたと思いますので、ご覧いただきたいと思ひます。なお、こちらをまとめた経過につきまして、農政対策小委員会の委員長である油井委員長からお話をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 油井委員、お願いします。

9 番 農政小委員会から報告いたします。只今、次長から経過等について詳しくご説明をいただきました。そのとおりでございます。各委員のみなさん、あるいは区域協議会のみなさんのご尽力をもちまして、8月28日、農政小委員会をもつこととなりました。12時半くらいから4時半くらいまで、ひとつひとつの項目について検討をして、こういった形で、今年も作成されました。ただ今説明ありましたとおりですが、項目の中で、新しく加えられた項目をご紹介しますと、8ページの、1の(6)、(7)、(8)が新しく加えられました。それから、10ページの、3の(3)、11ページの、5の(4)が、加えられました。

文言として変わったところは、11ページの6のところ、市の支援制度について、「また、市独自の支援制度の枠を広げ幅広い後継者に支援が行き届くように」という文章が加えられてございます。それから、12番でございますが、「記録的な豪雨等が危惧される昨今」、「慎重に判断すること」という文言を加えさせていただいております。

これが最後の、意見書に対する審議となりますので、みなさんよろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

18 番 議長21番(発言を求める。)

議 長 18番(発言を許可する。)

18 番 1の(6)、安全安心な農産物の栽培・生産の推進について、私は無肥料・無農薬による水稲栽培の普及と、具体的に書いたわけでありましたが、それを修正する理由として、非常に難しい栽培方法なので変更したとなつてございますが、これはみなさんに誤解を受けたままでは大変だと思ひまして、そんなに難しい方法ではございません。現実問題として、福島県の農業試験場で、やっておりますから、行って見てもらえばわかるんですけども、十分、農家で取り組める方法だと確信しましたので、提起したわけでございますので、誤解のないように、そんなに難しくない、やる気になるとできるよと、いうことですのでよろしく願いします。

議 長 油井委員長、何か説明はありますか。

9 番 農政小委員会の中では、長い時間をとって、この問題について協議したと思っておりますが、農業委員会の意見書として提出するのに、もう少しわかりやすい言葉で表現したらいいのではないかと、こういった文章に、農政小委員会の意見としてまとめたものでございます。この文言だけ、松川区域協議会から上がってきたものを、少し、訂正したということではございますが、これからの農業を考える場合には、いろいろな問題があるとは思いますが、だんだん、無化学肥料・無農薬、そういった自然農法的な農業のやり方というのが、研究される時代が、もう間近に来るのかなと、思います。そういうことを、私たちが一人ひとり考えながら、今回は、こういう形でご了解をいただいて、農業というのはいろんなやり方がありますし、その中で人間がいかに健康に暮らしていくかが最終的な目標でもありますので、こういう表現にまとめられたと、いうことでございます。よろしく願いします。

議 長 18番、よろしいですか。

18 番 はい。

議 長 そのほかございませんか。

[発言なし]

議 長 ないようでございますので、それでは簡易採決により、議案第4号について、異議の有無を

おはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第4号、令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

議案書12-1ページ、議案第5号荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。

依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも再生利用が可能な「A分類」と判断されました。

区域番号7番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求め。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番から5番の5筆につきまして判断を求められましたので、8月27日、会長と地元推進委員において現地の調査をいたしました。その結果、A分類と判断をいたしまして、区域協議会でも了承したところであります。なおこの5筆につきましては、水保地区の法人において採草地として利用する予定であります。以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。

ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第5号 荒廃農地の区分の判断について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、報告を事務局よりお願いします。

議案書13ページ、報告第1号、農地等の買受適格証明願出について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件について、記載のとおり証明を行っております。

議案書14ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番の1件、区域番号5番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号6番、整理番号5番の1件、区域番号7番、整理番号6番から15ページ、10番までの5件、以上10件について、記載内容の受理を行っております。

議案書16ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、区域番号6番、整理番号3番の1件、区域番号7番、整理番号4番及び5番の2件、以上5件について、記載内容の受理を行っております。

議案書17ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番の

1件、区域番号3番、整理番号4番の1件、区域番号4番、整理番号5番及び18ページ、6番の2件、区域番号5番、整理番号7番及び8番の2件、区域番号7番、整理番号9番の1件、以上9件について記載内容の受理を行っております。

議案書19ページ、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号5番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について記載内容の受理を行っております。

議案書20ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号7番、整理番号3番及び4番の2件、以上4件について、記載内容の回答を行っております

議案書21ページ、報告第7号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号7番、整理番号3番の1件、以上3件について、進達し、裁定されたものです。

議 長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議 長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、8月22日に開催されました、東北・北海道ブロック農業委員会女性委員研修会に参加された委員を代表して、油井妙子委員より報告をお願いします。

〔油井委員より報告〕

議 長 ありがとうございます。次に、8月24日開催しました、第2回ふれあい体験について、佐藤ミツエ委員より報告をお願いします。

〔佐藤委員より報告〕

議 長 ありがとうございます。次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしましたが、追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加・変更ございません。

議 長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議 長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。これで、第27回総会を終了いたします。

(午後2時30分)

令和元年9月19日

これは、福島市農業委員会第27回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人5番 _____

議事録署名人17番 _____